

平成 23 年

第 1 回市議会定例会 議案第 25 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される函館市職員の  
処遇等に関する条例の一部改正について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される函館市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 2 月 25 日提出

函館市長 西 尾 正 範

外国の地方公共団体の機関等に派遣される函館市職員の  
処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される函館市職員の処遇等に関する条例（平成 16 年函館市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項本文中「その」を「規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、または当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その」に、「100分の70」を「100分の100以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第 2 項中「一般の派遣職員の」を削り、「前項本文」を「前項」に改め、「当該」を削る。

第 8 条の見出し中「の種類」を削り、同条中「その」を「その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、または当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その」に改め、同条ただし書中「当該派遣職員の」を削る。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員に支給される給与の算定方法を改めるため